

(仮称) 仙台市新野村学校給食センター整備事業

実 施 方 針

平成17年12月1日

仙 台 市 教 育 委 員 会

目 次

特定事業の選定に関する事項	1
1 事業内容に関する事項	1
2 特定事業の選定及び公表に関する事項	6
事業者の募集及び選定に関する事項	7
1 事業者の募集及び選定方法	7
2 事業者の募集及び選定スケジュール	7
3 入札参加者の備えるべき参加資格要件	7
4 事業者選定に関する事項	10
5 実施方針説明会及び意見等の受付等	11
6 提案書類の取扱い	12
民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	12
1 リスク分担の基本的考え方	12
2 予想されるリスクと責任分担	13
3 リスクが顕在化した場合の費用負担の方法	13
4 提供されるサービスの水準	13
5 事業の実施状況の監視	13
6 本事業の管理者による支払に関する事項等	13
公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	14
1 敷地に関する各種法規制等	14
2 施設要件	14
事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	15
事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	16
1 事業の継続に関する基本的考え方	16
2 継続が困難となった場合の措置	16
法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	17
1 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援	17
2 その他の支援	17
その他特定事業の実施に関し必要な事項	18
1 議会の議決	18
2 本事業において使用する言語	18
3 入札参加に伴う費用負担	18
4 情報公開及び情報提供	18
5 問合せ先	18
様式 - 1 実施方針説明会参加申込書	
様式 - 2 実施方針及び要求水準書(案)に関する質問書	
様式 - 3 実施方針及び要求水準書(案)に関する意見書	

仙台市（以下「本市」という。）は、民間の資金、経営能力及び技術能力の活用により、財政資金の効率的、効果的活用を図るため、（仮称）仙台市新野村学校給食センター整備事業を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に基づく事業として実施することを予定している。

本実施方針は、PFI 法に基づく特定事業の選定及び当該特定事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）の選定を行うにあたって、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成 12 年 3 月 13 日総理府告示第 11 号。以下「基本方針」という。）、「PFI 事業実施プロセスに関するガイドライン」（平成 13 年 1 月 22 日）等に則り、本事業の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）として定めたものである。

特定事業の選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

（1）事業名称

（仮称）仙台市新野村学校給食センター整備事業

（2）公共施設の管理者の名称

仙台市長 梅原克彦

（3）本事業の目的

野村学校給食センターは、現在、小学校 15 校、中学校 8 校に対し、合計約 10,000 食の給食を提供している。小学校用調理場と中学校用調理場二つの調理場が同一敷地内に併設されている本施設は、その開設が、第 1 調理場(中学校用)昭和 47 年、第 2 調理場(小学校用)昭和 52 年と老朽化が進んでおり、本市は、これに代わる新たな学校給食センターの整備を行うこととした。

本市の財政事情が一層厳しさを増すなか、安全、安心な給食を安定的に提供し、さらに質の高い給食の実施を目指しながら、なお新たな取組を視野に入れ、経済効率性の高い施設整備、事業運営を行うには、従来とは異なる事業手法の活用が必要となる。

本事業は、栄養教諭制度の創設や食育基本法の制定など学校教育における給食の役割が従来にも増して高まりつつあるなか、新たな学校給食センターの整備・運営に PFI 手法を取り入れることによって、より良質な学校給食の提供を効率的・効果的に実施することを目的とする。

（4）本事業の基本理念

本事業は、PFI 法に基づき、新たに 11,000 食規模の学校給食センターを整備し、その事業期間内において施設の維持管理及び運営を行うものである。

以下に示す基本コンセプトを十分に踏まえ、事業を実施するものとする。

ア 衛生管理の徹底

安全な給食を提供するため、HACCP（Hazard Analysis and Critical Control Point）の概念を採り入れ、「学校給食衛生管理の基準(文部科学省)」及び「大量調理施設衛生管理マニュアル(厚生労働省)」等に基づき衛生管理の徹底を図る。

イ 調理機能の充実

より豊かでおいしい給食を安定的に供給するため、基本的な調理機能の充実に努める。

ウ 望ましい食環境の整備

児童生徒の正しい食習慣の形成に資するような食器類の導入を図るなど、望ましい食環境の整備に努める。

エ アレルギー対応食の提供

近年増加傾向にある食物アレルギーを持つ児童生徒に対する給食(除去食を基本とし、可能であれば代替食)の提供にも対応しうる機能設備等を兼ね備えた施設とし、これに応じた業務システムの構築に取り組む。

オ 環境負荷の低減

新エネルギーの利用等、省エネルギー設備の導入や生ごみの減量化・再資源化への対応など環境負荷の低減に取り組む。

カ コスト縮減の追求

施設の建設から維持管理・修繕、調理・運営等全般に渡るいわゆるライフサイクルでのコスト縮減を可能な限り追求する。

(5) 事業の基本的内容

ア 施設内容

本事業で整備する新野村学校給食センター施設(以下、「本施設」という。)の概要は、次のとおりである。本施設の詳細については、要求水準書を参照すること。

- ・事業用地：仙台市泉区野村字筒岫 81 ほか
- ・敷地面積：14,495.77 m²
- ・供給能力：11,000 食/日(小学校：約 7,000 食/日、中学校：約 4,000 食)
- ・本市は、アレルギー対応食の提供を想定している。これに関する事項は、要求水準書に示す。

アレルギー対応食の提供に関しては、今後、食物アレルギーを有する保護者、有識者等の意見を伺い、これを要求水準に反映させる場合がある。

イ 事業方式

本事業の事業方式は、事業者が P F I 法に基づき、自らの資金で本施設の設計、建設、維持管理及び運営を行い、事業期間終了後、事業者が本施設を本市に無償で譲渡する B O T (Build Operate and Transfer) 方式とする。

ウ 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日より平成 35 年 3 月 31 日までとする。

エ 事業の範囲

事業者が行う主な業務は、次のとおり想定している。なお、具体的な業務の内容およびその他詳細については、後日提示する入札説明書等において示す。

本施設の整備業務

- a. 事前調査業務及びその関連業務（測量、地盤調査）
- b. 設計（敷地造成及び建物の基本・実施設計）業務
- c. 建設工事（開発行為による敷地造成工事を含む）及びその関連業務に伴う各種申請等の業務
- d. 工事監理業務
- e. 調理設備設置業務
- f. 運営備品調達業務（ただし、食器、食缶等は市の調達とする。）
- g. 配送車両調達業務
- h. 近隣対応・対策業務

本施設の維持管理業務

- a. 建物維持管理業務
- b. 建築設備維持管理業務
- c. 調理設備維持管理業務
- d. 清掃業務
- e. 植栽及び外構維持管理業務
- f. 警備業務
- g. 経常修繕業務
- h. 大規模修繕業務

本施設の運営業務

- a. 給食調理業務
- b. 洗浄衛生管理業務
- c. 給食配送業務
- d. 残渣及び廃棄物処理業務
- e. 配送車両維持管理業務

所有権移転業務

その他

事業者の提案に基づく付帯事業は、以下の点に留意した上で、本市が許可した場合に限りこれを実施することができる。なお、実施にあたっての条件等の詳細については、入札説明書等において示す。

- a. 公共施設の有効活用の観点から、地域の活性化や利便性の向上等の市民サービスの向上に寄与するものとする。
- b. 学校給食法をはじめとする各種法令、指針、基準等の趣旨に反することのないような事業とする。また、本市は、本事業において国庫補助金（公立学校施設整備費補助金（学校給食施設整備費））の交付を受けることを想定しているが、これに影響を及ぼさない事業内容とする。
- c. 施設整備や付帯事業運営において主体事業に影響を及ぼさないようにする。
- d. 付帯事業が許可を受けた内容と異なる場合、その他付帯事業を継続することが不相当であると本市が認めた場合等は、本市は事業者に対して付帯事業を中止させることができる。

オ 市が行う業務

本事業のうち本市が実施するものは、以下のとおりである。

施設整備業務

- a. 既存施設解体・撤去工事

- b. 校舎配膳室改修工事
その他運営業務等
- a. 献立作成業務
- b. 食材調達業務
- c. 検収業務
- d. 食器・食缶調達業務
- e. 広報業務（見学者対応を含む）
- f. 給食費の徴収管理業務
- g. 配膳等業務（学校内における配膳室からクラスの前までの配膳に関する業務）
- h. 食数調整業務
- i. 配送校の調整

カ 事業者の収入

本事業における事業者の収入は以下のとおり、本施設の設計、建設等の初期投資に係る対価並びに本施設の維持管理及び運営のサービスに係る対価からなり、本市が事業者からサービスを購入する形態とするものである。

本施設の設計、建設等の初期投資については、本市は、供用開始から事業期間中に、事業者に対し、PFI法第10条第1項にある公共施設等の管理者等及び選定事業者が策定した協定（以下、「事業契約書」という。）に定める額を割賦により支払う。

本市は、事業者が実施する施設の維持管理及び運営業務の対価として、事業契約書の規定に従い定める額を供用開始から運営期間にわたって事業者を支払う。施設の維持管理及び運営業務の対価は、年4回に分けて支払うこととし、物価変動等を勘案して年に1回改定する。

維持管理及び運営業務の対価は、固定料金と変動料金で構成されるものとする。固定料金には、施設保守管理、清掃、警備等に係る費用が含まれ、変動料金には、提供食数に応じて変動する調理人件費、光熱水費、残渣処理費等に係る費用が含まれることを想定しているが、これらの具体的な設定については、事業者の提案による。

事業者の提案に基づく付帯事業の収入の取り扱いについては、入札説明書等において示す。

なお、本市は、事業者の提供する本事業のサービスが本市の要求水準を下回った場合には、サービス対価を減額することがある。支払方法及び減額規定の詳細については、入札説明書等において提示し、事業契約書において定める。

キ 遵守すべき法制度等

本事業の実施にあたっては、PFI法及び基本方針並びに地方自治法その他、以下に掲げる各種の法令（施行令及び施行規則等も含む）を遵守すること。また、関連する各種の要綱・基準等についても最新のものを参照し遵守すること。

【法令・条例等】

- ア. 学校教育法
- イ. 学校給食法
- ウ. 学校保健法
- エ. 食品衛生法
- オ. 食品循環資源の再利用等の促進に関する法律
- カ. 建築基準法

- キ. 都市計画法
- ク. 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律
- ケ. 消防法
- コ. 下水道法
- サ. 水道法
- シ. 水質汚濁防止法
- ス. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- セ. 大気汚染防止法
- ソ. 騒音規制法
- タ. 振動規制法
- チ. 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ツ. 資源の有効な利用の促進に関する法律
- テ. エネルギーの使用の合理化に関する法律
- ト. 警備業法
- ナ. 労働安全衛生法
- ニ. 各種の建築資格法、建設業法、労働関係法
- ヌ. 宮城県建築基準条例
- ネ. 宮城県廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例
- ノ. 仙台市火災条例
- ハ. 仙台市公害防止条例
- ヒ. 仙台市環境基本条例
- フ. 仙台市ひとにやさしいまちづくり条例
- ヘ. 杜の都の風土を守る土地利用調整条例
- ホ. その他関連法規、条例等

【要綱、各種基準等】

- a. 学校給食衛生管理の基準
- b. 大量調理施設衛生管理マニュアル
- c. 宮城県防災調整池設置指導要綱
- d. 建設工事公衆災害防止対策要綱
- e. 仙台市の施設緑化の推進に関する要綱
- f. 仙台市開発指導要綱
- g. 仙台市環境調整システム実施要綱
- h. 仙台市雨水流出抑制実施要綱
- i. 仙台市グリーン購入推進方針
- j. 仙台市発注工事における建設副産物適正処理推進要綱
- k. 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- l. 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- m. 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- n. 官庁施設の基本的性能基準
- o. 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説
- p. 建築工事監理指針
- q. 電気設備工事監理指針
- r. 機械設備工事監理指針

- s. 建築工事安全施工技術基準
- t. 市有施設の新築・改築時等におけるシックハウス対策マニュアル
- u. その他の関連要綱及び各種基準

ク 事業スケジュール（予定）

事業スケジュールは、概ね次のとおりである。

- ・事業契約の締結時期 平成 18 年 12 月下旬
- ・事業期間 事業契約締結日～平成 35 年 3 月末
- ・設計・建設期間 事業契約締結日～平成 20 年 2 月末
- ・運營業務準備期間 平成 20 年 3 月 1 日～平成 20 年 3 月末
- ・供用開始日 平成 20 年 4 月 1 日
- ・維持管理、運営期間 平成 20 年 4 月 1 日～平成 35 年 3 月末

ケ 事業期間終了時の措置

事業期間の終了後に、事業者は、本施設を入札説明書等に示す良好な状態で引き渡すこと。

コ 実施方針の変更

実施方針公表後における事業者等からの意見を踏まえ、特定事業の選定までに、実施方針の内容を見直し、実施方針の変更を行うことがある。なお、変更を行った場合には、速やかに、その内容を本市教育委員会ホームページ(<http://www.city.sendai.jp/kyouiku/index.html>)への掲載その他の方法により公表する。変更の内容が重要で本事業の事業者募集のスケジュールに影響を及ぼすと考えられる場合には、変更後のスケジュールも示す。

2 特定事業の選定及び公表に関する事項

(1) 特定事業選定の基本的考え方

本事業を P F I 手法により実施することにより、サービスが同一の水準にある場合において、従来の手法により実施した場合と比較して、事業期間全体を通じた本市の財政負担の縮減が期待できる場合、又は財政負担が同一の水準である場合において、サービスの水準の向上を期待できる場合に、P F I 法第 6 条に基づく特定事業として選定する。

(2) 特定事業選定の手順

本市の財政負担見込額の算定にあたっては、事業者からの税収その他の収入等の適切な調整を行い、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出の上、これを現在価値に換算することにより評価を行う。

本市が提供を受けるサービスの水準については、できる限り定量的な評価を行うこととするが、定量化が困難な場合には客観性を確保した上で定性的な評価を行う。

(3) 特定事業の選定結果の公表

前号に基づいて本事業を特定事業と選定した場合は、その判断の結果を評価の内容と合わせ、公告その他の手続きをもって速やかに公表する。また、事業の実施可能性についての客観的な評価の結果等に基づき、特定事業としての選定を行わないこととした場合にも、同様に公表する。

事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の募集及び選定方法

本事業では、施設整備、維持管理、運営の各業務において、事業者による効率的・効果的なサービスの提供を求めることから、事業者の選定にあたっては、民間のノウハウ並びに創意工夫を総合的に評価することが必要である。従って、事業者の選定方法は、サービスの対価の額に加え、施設整備に関する能力、維持管理に関する能力、運営に関する能力、事業の継続性・安定性等を総合的に評価する総合評価一般競争入札方式により行うものとする。

なお、本事業はWTO政府調達協定の対象となり、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」(平成7年政令第372号)が適用される予定である。

2 事業者の募集及び選定スケジュール

(1) 事業者の募集及び選定スケジュール(予定)

事業者の募集及び選定スケジュール(予定)は、次のとおりとする。

日 程	スケジュール
平成 17 年 12 月 1 日	実施方針、要求水準書(案)、その他資料公表
平成 17 年 12 月 5 日	実施方針等に関する説明会
平成 17 年 12 月 13 日	実施方針等に関する質問、意見、提案の受付締切
平成 18 年 1 月 13 日	実施方針等に関する質問、意見、提案の回答
平成 18 年 2 月 7 日	特定事業の選定、契約書(案)公表
平成 18 年 2 月 24 日	契約書(案)に関する質問、意見、提案の受付締切
平成 18 年 3 月 28 日	契約書(案)に関する質問、意見、提案の回答
平成 18 年 4 月上旬	入札説明書、落札者決定基準等の公表
平成 18 年 4 月上旬	入札説明書等に関する説明会
平成 18 年 4 月中旬	入札説明書等に関する第1回質問受付締切
平成 18 年 5 月中旬	入札説明書等に関する第1回質問に対する回答
平成 18 年 5 月下旬	資格審査書類の受付締切
平成 18 年 6 月上旬	参加資格審査結果の公表
平成 18 年 6 月中旬	入札説明書等に関する第2回質問受付締切
平成 18 年 7 月上旬	入札説明書等に関する第2回質問に対する回答
平成 18 年 8 月上旬	入札及び提案書類の受付締切
平成 18 年 9 月下旬	落札者の決定、公表
平成 18 年 9 月下旬	基本協定締結
平成 18 年 11 月上旬	仮契約の締結
平成 18 年 12 月下旬	事業本契約締結

3 入札参加者の備えるべき参加資格要件

(1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等については、以下のとおりとする。

- ア 入札参加者は、本事業を事業契約期間にわたり確実に遂行する能力を有すること。
- イ 入札参加者は、本市競争入札参加資格者名簿に登録がある複数の企業により構成されるグループとし、代表者を定め、当該代表者が入札手続を行うこととする。
- ウ 入札への参加を希望する者が本市競争入札参加資格者名簿に登録されていない場合には、別途登録受付期間を設定するので、その間に必ず登録すること。
- エ 入札参加者は、入札の結果、事業者として選定された場合は、グループを構成するすべての企業（代表企業及び構成企業を指す。以下「構成員」という。）の出資により、本事業を実施するための特別目的会社（以下「SPC」という。）を仮契約調印までに設立するものとする。また代表企業は、出資中最大の出資割合をもつものとする。
- オ 構成員以外の者がSPCの出資者になることは可能であるが、全事業期間において、当該出資者による出資比率は出資額全体の50%未満とする。
- カ 入札参加者の構成員及び協力企業（入札参加者グループの構成員以外の者で、事業開始後、SPCから直接あるいは間接的に業務を受託し、又は請負うことを予定している者をいう。以下同じ。）の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本市と協議を行う。
- キ 一の入札参加者の構成員又は協力企業のいずれかが、他の入札参加者の構成員又は協力企業になることはできない。
- ク 入札参加者の構成員及び協力企業のうち設計、工事監理、建設、運営の各業務に主として当たる者（事業者が設立するSPCからこれらの業務を受託する者を含む。）は、それぞれ、
 ① 設計業務を行う者
 ② 工事監理業務を行う者
 ③ 建設業務を行う者
 ④ 運営業務を行う者
 の要件を満たすこと。なお、複数の要件を満たす者は当該複数業務を実施することができる。ただし、建設業務に当たる者及びその関連会社が、工事監理業務を行うことはできないものとする。
- 設計業務を行う者
 設計業務を複数の設計企業で実施する場合は、以下に示すa及びbの要件については、全ての企業でいずれにも該当し、c、d及びeの要件は、必ず1社でいずれにも該当すること。
- a. 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- b. 本市の平成18年度競争入札参加資格を有していること。
- c. HACCP対応施設に対する相当の知識を有していること。
- d. 平成13年4月以降に延床面積3,000㎡以上の公共施設の設計実績（基本設計もしくは実施設計）を有すること。
- e. 平成13年4月以降に、学校給食センター、1回300食以上又は1日750食以上を提供する集団調理施設（以下「集団調理施設」という。）又は調理施設を有する学校、病院若しくは食品製造工場等（以下「調理施設を有する学校等」という。）の設計実績（基本設計又は実施設計）を有していること。

工事監理業務を行う者

工事監理業務を複数の工事監理企業で実施する場合は、以下に示す a 及び b の要件については、全ての企業でいずれにも該当し、c 及び d の要件は、必ず 1 社でいずれにも該当すること。

- a. 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- b. 本市の平成 18 年度競争入札参加資格を有していること。
- c. 平成 13 年 4 月以降に延床面積 3,000 m²以上の公共施設の工事監理実績を有すること。
- d. 平成 13 年 4 月以降に学校給食センター、集団調理施設又は調理施設を有する学校等の工事監理の実績を有していること。

建設業務を行う者

- a. 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。
- b. 本市の平成 18 年度競争入札参加資格を有している者で、建築一式工事においてランク A で登録され、延床面積 3,000 m²以上の施工実績を有していること。
- c. 平成 13 年 4 月以降に、学校給食センター、集団調理施設又は調理施設を有する学校等の施工実績を有していること。

運營業務を行う者

- a. HACCP に対する相当の知識を有していること。
- b. 学校給食施設又は集団調理施設における調理業務の実績を有していること。
- c. 過去 3 年以内に食品衛生法上の営業禁止又は停止の処分を受けていないこと。

(2) 入札参加者及び協力企業の制限

次のいずれかに該当する者は、入札参加者及び協力企業となることはできない。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てをなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てをなされている者。ただし、再生計画の認可決定を得、かつ、再生計画取り消し決定を受けていない場合を除く。
- ウ 商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条の規定による整理開始の申立てをなされている者。破産法（大正 11 年法律第 71 号）の規定による破産手続き開始の申立てをなされている者
- エ 本市から指名停止措置を受けている者
- オ 本事業に係るアドバイザー業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 以上の株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 以上の出資をしているものをいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう（「カ」において同じ）。本事業に係るアドバイザー業務に関与した者は、以下のとおりである。
 - ・株式会社 日建設計シビル
 - ・株式会社 日建設計
 - ・東京青山・青木法律事務所
 - ・あずさ監査法人

- カ 本事業の事業者選定委員会の委員と資本面または人事面において関連がある者。なお、実施方針公表日以降に、本事業について委員長並びに委員に接触を試みた者については、入札参加資格を失うものとする。

委員長	林 山 泰 久	東北大学大学院経済学研究科経済学専攻 教授
委員	後藤 美代子	尚綱学院大学健康栄養学科 学科長
委員	中 島 明	仙台市泉区 P T A 連合会 会長
委員	谷 津 憲 司	東北工業大学建築学科 教授
委員	山 本 達 也	日本政策投資銀行東北支店 企画調査課長

- キ 最近1年間の国税及び地方税を滞納している者

- ク 応募企業又は応募グループの構成員及びそれらの協力会社のいずれかが、他の応募企業又は応募グループの構成員又はそれらの協力会社として参加している者

(4) 特別目的会社の設立等

入札参加者は、本事業に係る事業者選定審査の結果、契約締結を行う事業者として選定された場合は、商法に定める株式会社として本事業を実施する S P C を設立する。

S P C の株式については、本市の事前の書面による承諾がある場合、譲渡、担保権等の設定その他の処分を行うことができる。

(5) 参加資格要件の確認

参加資格要件の確認基準日は、資格審査書類受付締切日とする。

ただし、参加資格確認後、落札者決定の日までの間に、構成員又は協力企業のいずれかが参加資格要件を欠くこととなった場合には、失格とする。また、事業契約締結日までの間に構成員又は協力企業のいずれかが資格要件を欠くこととなった場合には、原則として事業契約を締結しないこととする。

4 事業者選定に関する事項

(1) 基本的考え方

- ア 入札参加者の審査及び選定に当たっては、透明性、客観性及び公平性の確保に努めるものとする。

- イ 入札参加者の提案審査は、学識経験者等により構成される事業者選定委員会において行う。

- ウ 事業者選定委員会は、予め設定し公表する「落札者決定基準」に従って、価格のみならず、民間事業者からの提案内容について、施設整備、調理設備機器整備、維持管理及び運営等の各業務に関し、事業者の創意工夫や独自性の観点を中心に評価を行い、優秀提案を選定する。

- エ 本市は、委員会により提示された審査結果をもとに、事業契約を締結する事業者を決定する。

(2) 事業者の選定

事業者の選定は、資格審査及び提案審査の2段階審査により行う。
各審査の主な視点は下記による。

資格審査	入札資格審査
提案審査	ア 事業計画審査 イ 設計業務提案に関する審査 ウ 建設業務提案に関する審査 エ 維持管理業務提案に関する審査 オ 運営業務提案に関する審査 カ 入札参加者独自の提案に関する審査 キ 入札価格

(3) 選定結果の公表

審査及び選定結果は、公告及び本市ホームページにおいて公表する。

(4) 事業契約の締結

本市は、落札者の設立したSPCと仮契約を締結し、仙台市議会の議決を経た後に事業契約を締結するものとする。

(5) 落札者を決定しない場合

本市は、事業者の募集、審査及び落札者の選定において、入札参加者がいない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断した場合には、特定事業の選定を取り消すこととし、この旨を速やかに公表する。

5 実施方針説明会及び意見等の受付等

(1) 実施方針説明会の実施等

実施方針等に関する説明会を以下の要領で開催し、事業の内容、募集及び選定に関する事項等について本市の考え方の説明を行う。

説明会日時	平成17年12月5日(月)13:30~
説明会会場	仙台市青葉区役所 9階会議室 駐車場はありませんので、公共交通機関を利用ください。
当日連絡先	仙台市教育委員会 健康教育課給食係 電話(022-214-8883)
参加申込期限	平成17年12月5日(月)9:30まで
参加申込方法	「実施方針説明会参加申込書」(様式-1)に必要事項を記入の上、E-mail 又はFAXにて連絡ください。 なお、会場の都合上、1社2名までとします。
申込先	仙台市教育委員会 健康教育課給食係 電話:022-214-8883 FAX:022-268-2935 E-mail: kyo019130@city.sendai.jp ホームページアドレス: http://www.city.sendai.jp/kyouiku/index.html

(2) 実施方針等に関する質問・意見の受付

実施方針等に関する質問・意見を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間：平成 17 年 12 月 5 日（月）～12 月 13 日（火）

イ 受付方法：実施方針及び要求水準書（案）に係る質問書（様式 - 2）及び意見書（様式 - 3）に記入の上、P18 に記載の仙台市教育委員会健康教育課給食係まで、原則として、電子メールでのファイル添付により提出すること。

事業者等から集まった質問及び意見は、質問者及び意見者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者及び意見者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、特定事業の選定時までに本市のホームページにおいて公表する予定である。

また、今回提出のあった意見等について、本市が趣旨の確認のため必要と判断した場合には、個別ヒアリングを行う。

(3) 荒巻学校給食センター見学会の実施

平成 15 年 4 月から稼働している荒巻学校給食センターの見学会を平成 17 年 12 月 28 日（水）に行う。当日は、厨房内の見学を予定しているため、参加者に厨房内で使用する使い捨てスリッパの費用負担や検便証明書の提出を求める場合がある。

見学時間や参加申込方法等については、平成 17 年 12 月 9 日（金）までに本市のホームページに掲載する予定である。

6 提案書類の取扱い

(1) 著作権

応募図書の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本事業において公表等が必要と認めるときは、本市は提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった入札参加者の提案については、本市による事業者選定過程等の説明以外の目的には使用しないものとする。

(2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負うこととする。

民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 リスク分担の基本的考え方

本事業においては、最も適切かつ低廉に各リスクを管理することのできる主体が当該リスクを負担することにより、事業全体のリスクを低減し、事業全体の効率化及びより低廉で質の高い公共サービスを提供することを基本とする。

従って、事業者の担当する業務に係るリスクについては、基本的には事業者が負うものとする。但し、事業者が適切かつ低廉に管理することができないと認められるリスクについては、本市がそのすべて又は一部を負うこととする。

2 予想されるリスクと責任分担

本市と事業者とのリスク分担は、原則として別添資料1によることとする。具体的内容については、実施方針に対する意見等の結果を踏まえ、入札説明書等において示し、詳細については事業契約書において定めるものとする。

3 リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

原則として、本市又は事業者のいずれかが責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用は、その責任を負う者が全額負担するものとする。また、本市及び事業者が分担して責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用の負担方法については、入札説明書等において示し、詳細については事業契約書において定めるものとする。

4 提供されるサービスの水準

本事業において実施する業務のサービス水準については、入札説明書等の中で「(仮称)仙台市新野村学校給食センター整備事業要求水準書」として提示する。

5 事業の実施状況の監視

本市は、事業者が実施する本施設の設計、建設、維持管理及び運営について、監視を行う。監視の方法及び内容等については、入札説明書に提示する。

6 本事業の管理者による支払に関する事項等

本市は、事業者と締結する契約に従い、本市からの要求に基づき提供されるサービスに対しその対価を支払う。また、サービスの対価は、事業実施状況の監視結果に基づき、サービスの実施状況に連動して支払うものとする。

事業者が実施する本施設の設計、建設、維持管理及び運営の水準が事業契約書等に定める本市の要求水準を下回ることが判明した場合、本市はサービスの対価の減額等を行う。サービス料の支払方法及び減額規定等の詳細については、意見受付の結果等を踏まえ入札説明書等において示し、詳細については事業契約書において定めるものとする。

公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 敷地に関する各種法規制等

本施設が立地する敷地の主な前提条件は、次のとおりである。

- (1) 住居表示 : 仙台市泉区野村字筒岫 81 ほか
- (2) 地域地区 : 農業振興地域農用地区域除外済、市街化調整区域
- (3) 土地の所有 : 仙台市
- (4) 前面道路幅員 : 道路敷約 10m (車両通行可能幅員約 6.5m)
- (5) 敷地面積 : 14,495.77 m²
- (6) 法定建ぺい率 : 60%
- (7) 法定容積率 : 200%
- (8) その他:
 - ア 敷地面積の 20%以上の緑化を施す。
 - イ 敷地の現状は市道とほぼ同じ高さまで盛土が施されている。事業者にて整地整備すること。
 - ウ 敷地内には、「宮城県・防災調整池設置指導要綱」に基づき、調節容量 1,650 m³を確保する防災調整池を設置することを想定している。

2 施設要件

(1) 基本的考え方

本事業は、HACCPの概念を取り入れ、「学校給食衛生管理の基準」及び「大量調理施設衛生管理マニュアル」等に基づき衛生管理を徹底した給食調理環境を実現し、また、児童生徒に対し、より豊かでおいしい給食を安定的に供給することを目的としている。さらに、近年増加傾向にある食物アレルギーを持つ児童生徒に対しても給食の提供を行うこととしている。このことから、ドライシステムの導入、二次汚染・交差汚染やアレルギー物質の混入を防ぐためのゾーニング、充実した調理設備の設置など、本市が現在予定する献立方式と併せ、以下のとおり想定している。

ア 献立方式

小学校と中学校は別献立とし、各々 1 献立とする。

アレルギー対応食については、の献立を基本とし、除去食（事業者から代替食実施の提案があった場合には、当該提案により可能となる代替食）を実施する。

イ 施設形態

ドライシステムを導入し、水はね等による二次汚染を防止する対策を講じる。

汚染作業区域と非汚染作業区域を明確に区分する。

食材搬入口は、肉魚卵類と野菜果物類等食材の相互汚染を防止できる構造とする。

アレルギー対応専用の調理室を設置する。

給食調理後 2 時間以内での喫食が可能となるよう、搬出入口の箇所数等を十分考慮する。

防音対策及び臭気対策を講じる。

ウ 厨房設備

米飯設備は設けないものとする。

作業動線の交差による相互汚染を防止するため、作業区域は、汚染作業区域と非汚染作業区域とを明確に区分し、それぞれ専用の前室を通過する構造とし、作業区分毎に部屋を区分けする。

汚染作業区域と非汚染作業区域に、専用容器洗浄室を設置する。

調理機器の導入に当たっては、多種の献立に対応可能で、11,000食の調理が安全、迅速、確実にできるよう十分考慮する。

生ごみは、仙台市高速堆肥化施設へ搬送する。ただし、事業者が別に有機循環等リサイクル施設を敷地内に設置し、又は仙台市高速堆肥化施設以外の生ごみ処理施設によって適正な処理を行う場合には、この限りでない。

(2) 施設機能

本事業により設置される基本的な施設構成については、以下ものが想定される。なお、施設構成、規模、設計要件等の詳細については、要求水準書で示す。

本 体 施 設	事務エリア	一般区域	事務室、会議室、調理実習室、事務従事者用便所、多目的便所、玄関ホール、見学通路、廊下 洗濯室・乾燥室、調理従事者用更衣室、休憩室、シャワー室、機械室、電気室
		汚染作業区域	[検収・下処理ゾーン] 食材搬入用プラットホーム、検収室、油庫、食品検査室、皮むき室、下処理室、食品庫、卵処理室 [洗浄・コンテナプールゾーン] 回収用プラットホーム、洗浄室、残渣庫 [前室] 汚染作業区域前室
	給食エリア	非汚染作業区域	[調理ゾーン] 缶切・肉魚類容器入替えスペース、上処理・切菜室、揚物・焼物・蒸し物調理室、煮炊き調理室、和え物準備室、和え物室、アレルギー専用調理室 [洗浄・コンテナプールゾーン] コンテナ室・消毒室、配送用プラットホーム [前室] 非汚染作業区域前室
		一般区域	調理従事者用便所
付帯施設	駐車場、除害設備、受水槽、受電設備、廃棄物置場、調整池 等		
その他	調理能力 11,000食/日(小学校：約7,000食、中学校：約4,000食(アレルギー対応食を含む))		

事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業契約の解釈について疑義が生じた場合、本市と事業者は誠意を持って協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書に規定する具体的措置に従う。

事業契約に関する紛争については、仙台地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 事業の継続に関する基本的考え方

事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約で定める事由ごとに、本市及び事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じることとする。事業者によって本事業の実施を継続することが困難となり、本施設の運営に支障が生じると判断される場合においては、事業契約の中途解除等を行うことがある。

2 継続が困難となった場合の措置

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

ア 事業者の提供するサービスが事業契約に定める本市の要求水準を下回る場合、その他事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、本市は、事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることとする。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、本市は、事業契約を解除することができる。

イ 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、本市は事業契約を解除することができる。

上記ア、イのいずれの場合においても、本市は事業契約に基づき事業者に対して違約金等の支払いを求めることができる。

(2) 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

ア 本市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解除することができるものとする。

イ 前号の規定により事業者が事業契約を解除した場合、本市は、事業者に生じる損害を賠償するものとする。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

ア 不可抗力、その他本市又は民間事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本市と事業者は事業継続の可否について協議を行う。

イ 一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面による通知を行うことにより、本市及び事業者は、事業契約を解除することができるものとする。

ウ 前号の規定により事業契約が解除される場合、本市は、事業者に生じる損害について賠償することを基本とするが、具体的な内容については入札説明書等において示す。

エ 不可抗力の定義については、入札説明書等において示す。

(4) 金融機関と本市の協議（直接協定）

事業の継続性をできるだけ確保する目的で、本市は事業者に対し資金供給を行うものと直接協議を行い、契約を締結することがある。

(5) その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約書に定める。

法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援

(1) 業務を行うために必要な土地は行政財産であり、本市はこれを無償で使用させる。

(2) 本事業は、PFI法第5条第3項の規定により、仙台市長梅原克彦がその事務又は事業として実施するものに該当し得る。加えて、本事業は、地方税法施行令附則第7条第24項に掲げる要件に該当し、かつ、(仮称)仙台市新野村学校給食センター整備事業は、地方税法施行令附則第7条第25項各号に掲げるもの以外のものであることから、税制上の措置として、地方税法附則第11条第25項に基づく不動産取得税の特例措置の適用対象となり得る。また、本事業は、地方税法施行令附則第11条第69項に掲げる要件に該当し、かつ、(仮称)仙台市新野村学校給食センター整備事業は、地方税法施行令附則第11条第70項各号に掲げるもの以外のものであることから、税制上の措置として、地方税法附則第15条第51項の規定に基づく固定資産税及び都市計画税の特例措置の適用対象となり得る。なお、その他の法制上及び税制上の措置は想定していない。

(3) 財務上及び金融上の提案については、入札参加者が自らのリスクで実行することとする。

(4) 本市は、国庫補助金（公立学校施設整備費補助金（学校給食施設整備費））の交付を受けることを想定しているが、本項に定める場合を除き、事業者に対する補助、出資等の支援は行わない。

(5) 本事業は、日本政策投資銀行の「民間資金活用型社会資本整備」に対する融資（低利子融資）の適用対象となる可能性があるが、入札参加者は自らの責任において当該融資を利用することとし、本市は同行からの調達の可否による条件変更は行わない。また、当該制度の趣旨等を勘案し、事業計画を立案する際は、当該制度の活用を見込まないこととする。なお、当該融資制度の詳細、条件等については、入札参加者が直接同行に問い合わせを行うとともに、無利子融資制度は、平成18年3月31日までの時限措置である点に留意すること。

2 その他の支援

本市は、事業者による業務実施に必要な許認可等の取得に関し、協力する。

その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

本市は、債務負担行為に関する議案を平成 18 年仙台市議会第 1 回定例会に、また、契約に関する議案を平成 18 年仙台市議会第 4 回定例会に提出予定である。

2 本事業において使用する言語

本事業において使用する言語は、日本語とする。

3 入札参加に伴う費用負担

入札に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

4 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、適宜、仙台市教育委員会ホームページを通じて行う。

5 問合せ先

場 所	仙台市教育委員会 健康教育課 給食係
住 所	〒980-8671 宮城県仙台市青葉区二日町 1 - 1 仙台市役所 北庁舎 3 階
電 話	022-214-0008
F A X	022-268-2935
E -mail	kyo019130@city.sendai.jp
仙台市教育委員会ホームページアドレス	http://www.city.sendai.jp/kyouiku/index.html

平成 年 月 日

実施方針説明会参加申込書

仙台市教育委員会 健康教育課 給食係 御中
(F A X 022-268-2935)

(仮称) 仙台市新野村学校給食センター整備事業の実施方針説明会への参加を申し込みます。

団体名	
部署	
出席予定者	
所在地	
電話番号	
F A X	
電子メール	

参加は、1社当たり2名までとします。なお、当日は、説明会用の駐車場を設けませんので、車での来場はご遠慮ください。

実施方針及び要求水準書(案)に関する質問書

「(仮称)仙台市新野村学給食センター整備事業 実施方針等」及び添付資料について、質問事項がありますので、提出します。

会社名	
所在地	
所属	
担当者名	
電話	
FAX	
E-mail	

No	資料名等	項目	該当箇所					質問
			頁	1	(1)	ア	a	
例	実施方針	市が行う業務	4	1	(5)	才	c	検収業務

No	資料名等	項目	該当箇所					質問
			頁	1	(1)	ア	a	
1								
2								
3								
4								
5								

注) 質問内容は、具体的かつ簡潔に記入して下さい。
 資料名等の該当箇所の順番に並べてください。
 該当箇所の記入にあたっては、数値、記号は半角小文字で記入してください。
 行が不足する場合には、適宜増やしてください。

平成 年 月 日

実施方針及び要求水準書(案)に関する意見書

「(仮称)仙台市新野村学給食センター整備事業 実施方針等」及び添付資料について、意見・提案がありますので、提出します。

会社名	
所在地	
所属	
担当者名	
電話	
F A X	
E - mail	

No	資料名等	項目	該当箇所					意見・提案
			頁	1	(1)	ア	a	
例	実施方針	市が行う業務	4	1	(5)	才	c	検収業務

No	資料名等	項目	該当箇所					意見・提案
			頁	1	(1)	ア	a	
1								
2								
3								
4								
5								

注) 意見・提案内容は、具体的かつ簡潔に記入して下さい。
 資料名等の該当箇所の順番に並べてください。
 該当箇所の記入にあたっては、数値、記号は半角小文字で記入してください。
 行が不足する場合には、適宜増やしてください。